

食品安全委員会第33回会合議事録

1．日時 平成16年2月19日(木) 14:00～15:12

2．場所 委員会大会議室

3．議事

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

・農薬(メトコナゾール)

(厚生労働省からの説明)

(2) 平成16年度食品安全モニターの募集等について

(3) 食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整に関する取極め及び食品安全行政に関する関係府省連絡会議について(報告)

(4) 国内における高病原性鳥インフルエンザの状況について

(農林水産省からの報告)

(5) その他

4．出席者

(委員)

寺田委員長、小泉委員、寺尾委員、中村委員、見上委員

(説明者)

厚生労働省 外口大臣官房参事官、中垣基準審査課長

農林水産省 栗本衛生管理課長

(事務局)

梅津事務局長、岩淵総務課長、村上評価課長、藤本勸告広報課長、

杉浦情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官、宮崎評価調整官

5．配布資料

資料1-1 委員会の意見の聴取に関する案件の処理状況

資料1-2 「メトコナゾール」の食品衛生法(昭和22年法律第233号)第7条第1項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

- 資料 2 - 1 平成 16 年度食品安全モニターの募集について（案）
- 資料 2 - 2 平成 15 年度食品安全モニター会議について（報告）
- 資料 3 食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について
- 資料 4 国内における高病原性鳥インフルエンザの発生について

6．議事内容

寺田委員長 それでは、第 33 回の「食品安全委員会」を開催いたします。

本日は坂本委員、本間委員が欠席で 5 名の委員が出席されています。

また、厚生労働省から外口大臣官房参事官、中垣基準審査課長が出席されております。

農林水産省からは栗本衛生管理課長が出席の予定でございますが、所用のため 10 分から 15 分ほど遅れて来られるというふうにただいま聞きました。

それでは、まず本日の会議全体のスケジュールにつきまして、お手元でございます議事次第を御覧になってください。

資料の確認をいたします。本日の資料は 6 点でございます。

資料 1 - 1 が「委員会の意見の聴取に関する案件の処理状況」。

資料 1 - 2 が「『メトコナゾール』の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 7 条第 1 項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について」。

資料 2 - 1 が「平成 16 年度食品安全モニターの募集について（案）」

資料 2 - 2 が「平成 15 年度食品安全モニター会議について（報告）」。

資料 3 が「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について」。

資料 4 が「国内における高病原性鳥インフルエンザの発生について」でございます。お手元に資料はございますか。

それでは、議題 1 に入らせていただきます。

「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について」。資料 1 - 1 にありますとおり 2 月 13 日付けで厚生労働大臣より食品健康影響評価の意見要請がありました農薬「メトコナゾール」につきまして、厚生労働省から説明がございます。厚生労働省の中垣基準審査課長、よろしく願いいたします。

中垣基準審査課長 厚生労働省の中垣でございます。よろしく願いいたします。資料 1 - 2 に基づいて御説明申し上げたいと存じます。

農薬のメトコナゾールについて、2 月 13 日付けで食品安全委員会に食品健康影響評価をお願いしたところでございますが、「1．経緯」でございます。

本年 1 月 16 日付けで農林水産省の方から農薬取締法に基づく登録の申請があったとい

う御連絡をいただいたところでございます。私どもの方から農林水産大臣に対して残留農薬基準をつくるために資料を御提供を願えないかというお願いをしたいところでございます。

その結果といたしまして、2月6日付けで資料をいただいたところでございますので、13日付けで食品安全委員会に残留農薬基準の設定の開始をするに当たりまして、その基本となるリスク評価をお願いしたところでございます。

2番の品目の概要でございますが、このメトコナゾールというのは殺菌剤でございます。小麦、柑橘類への適用が申請されているところでございます。

国際的に見ますと、JMPRにおける毒性評価、あるいは国際基準の設定というのはなされておりませんが、ヨーロッパ、アフリカ、あるいは中南米でかなり広く使われているところでございます。

「3. 今後の方向」でございますけれども、食品安全委員会の評価結果を受けた後に、私どもの審議会において残留基準設定について検討したいと考えているところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。どなたか御質問、あるいは意見でも、今の説明に関してございましたら、お伺いいたします。

寺尾委員 間違えているかもしれませんが、これは医薬品として使われているということはございませんか。ないですか。

中垣基準審査課長 寺尾委員長代理に言われて思ったんですが、何とかコナゾールというのは、水虫の薬とかでよくあるわけでございますが、このものというのは、呉羽化学が当時のロイヤルダッチシェルと一緒に開発したというものでございまして、その資料を見る限りにおきましては、医薬品として使われているというのは述べられていないかと思えます。もう少しよく調べておきます。

寺尾委員 結構でございます。

寺田委員長 よろしゅうございますか。これはいつものことですが、資料1-1の裏側のところですね。Iの3行目のところ、これが今後検討を開始するものと、ずっと前のページから続いておりまして、ここに入っております。

IIのところは、意見募集をしているもの。星印のところは意見募集も終了したということで、御参考までに今までのところをずっとまとめて出させていただいております。

それでは、本件につきましては、私ども専門調査会で審議させていただきます。

次の議題に移らせていただきます。

「平成16年度食品安全モニターの募集等について」、事務局の方から説明をお願いいた

します。

藤本勸告広報課長 それでは、御説明申し上げます。資料 2 - 1 と資料 2 - 2 がございますけれども、食品安全モニターの募集の前に、資料 2 - 2 の方をごらんいただきまして、平成 15 年度に行いました食品安全モニターの会議について、簡単に御報告させていただきたいと思います。

資料 2 - 2 の冒頭でございますように、15 年度の食品安全モニター会議につきましては、モニターの方々に、食品安全委員会の動きを中心とした新しい食品安全行政の仕組みや、リスク評価などについて理解を深めていただくとともに、地域での取組について報告いただき、意見交換を行ったということでございます。

開催状況でございますが、別紙 1 に一覧を付けてございますけれども、昨年 12 月から本年 1 月にかけて、全国 6 都市において、計 7 回開催させていただきました。各会議には委員長始め、各委員に御出席いただいたところでございます。

合計 327 名のモニターが参加したということでございます。

会議の概要でございますが、大きく 2 部構成で行いまして、第 1 部では委員より食品安全委員会の役割や取組状況を中心に、新しい仕組について御説明いただき、また、委員会の大きな役割の 1 つであります食品健康影響評価、リスク評価につきまして、具体的な事例を挙げながら説明を行ったところでございます。

昨年 12 月の米国における B S E の発生とか、その後の国内での鳥インフルエンザの発生を受けまして、本年 1 月以降、第 3 回以降の会議におきましては、それらも会議のテーマの 1 つとして説明を行い、情報の提供・共有に努めたところでございます。

第 2 部では、モニターの方々から地域における取組について御報告いただきまして、第 1 部では委員の方々等を中心にモニターとの間で意見交換を、また 2 部の方ではモニター相互での意見交換などさまざまな視点から御議論をいただいたということでございます。

そこでいただいた意見につきましては、別紙 2 に整理しております。時間の関係で詳細な内容は省略させていただきたいと思いますが、概括的に申し上げるならば、食品安全委員会に関連しましては、科学的知見に基づいて積極的な取組を是非期待したいといったような声とか、一番信頼できる情報の発信を期待するといったような御意見などがございました。

また、地域との連携を考えるべきではないかとか、地域における食品安全委員会の知名度の向上を図っていく必要があるのではないかといった指摘もございました。

個別の話としましては、B S E の問題、鳥インフルエンザの問題を始めとしまして、その他農薬、輸入品、遺伝子組換え食品、抗生物質、表示などについて、さまざまな御指摘

をいただいたところでございます。

会議の終わった後アンケート調査を実施しておりまして、それを整理したものが別紙3でございます。そちらの方をごらんいただければと思います。

7ページでございますけれども、下の枠に会議に参加した満足度というのを第3回目以降聞いてございます。一番右側に「全体」というのが、7回合わせたトータルでございますけれども、会議に出席して満足したという人が全体で13.2%あり、大体満足したという方が64.2%いたということで、8割弱の方が参加して、大体満足だったという感じでした。

その次にテーマごとに理解度とか参加度について、同じく集計をしております。例えば「参考度合」というのを8ページの2つ目の欄で見ただけだと思いますけれども、非常に参考になったという方が36.6%、ある程度参考になったという方が54.6%ということで、9割を超える方が何らかの形で参考になったという評価をいただいております。

9ページ、10ページも大体似たような感じでございます。

11ページでございますけれども、時間配分について、御回答いただいております。第1部、第2部、大体似たような傾向でございますけれども、適当であったという方が42.3%、もっと短くてもよかったという方も加えますと、大体5割くらいがそういう評価でございますが、もっと時間がほしかったという方が4割を超える方がいらっしゃるということで、この辺は改善していく必要があるのかということでございます。

別紙4では、同じくアンケート調査に記入されておりました意見等を整理しております。こちらの関係では概括的に申し上げますと、会議の運営の関係で意見交換の関係では、テーマや論点を絞った意見交換を行ったらどうかとか、あとモニター同士の意見交換もしたい。会議の時間に関して、先ほどの結果にもございましたように、もっと時間が欲しいといったような指摘がございました。

どういうテーマを取り上げたらいいのかということに関連しましては、12ページの下から続いておりますけれども、特に食品添加物とか残留農薬、輸入食品、遺伝子組換え食品、健康食品といったような御指摘があったところでございます。

また、食品安全モニターに関しまして、モニターの役割がよくわからなかったといったような指摘も一部にございました。

一方、そうした理解不足を補うためにも、モニター会議を、モニター依頼後早い時期に開催するようにしたかどうかといったような御提案もいただいているところでございます。これらを踏まえまして、来年度のモニター会議については、よりよいものにしていくことが必要なかと思っております。

また、モニターの任期につきましては、15年度、9月から依頼したということもありまして、依頼期間が短くて非常に残念だと。依頼期間を延ばしてほしいというような要望がかなりあったところでございます。

そういったことも踏まえまして、資料2-1の方に戻っていただきまして、「平成16年度の食品安全モニターの募集について」ということで、案を御説明させていただきたいと思っております。

できるだけわかりやすくということで、見直したわけではございますが、趣旨のところではございますけれども、食品安全委員会が行ったリスク評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況や食品の安全性などについて、消費者から日常生活を通じて意見等をいただき、これを踏まえて、食品の安全性の確保に関する施策の的確な推進を図るために委員会が依頼するものであるということで、対象者でございますけれども、これまで同様に食品の安全について関心を持ち、消費者モニター会議への出席可能な方で、①②③のいずれかの条件を満たす方を対象とするということでございます。

その下に がございますけれども、募集人員でございますが、470名の後でございますが、先ほども申しましたように、15年度のモニターの方々については、引き続きモニターとして活動したいという声が結構ございましたものですから、15年度のモニターの方の再任も妨げないということにしたらどうかということでございます。

ただ、前回募集しましたときに、6倍もの応募があったこと等を考えますと、何らかの形でまた新しい人が入ってくるという機会も設けた方がいいという気がします。

そこで15年度のモニターの再選につきましては、募集人員の半数を上限にするというふうな形で募集をかけたかどうかということでございます。

「3 食品安全モニターの役割」でございますけれども、4点書いてございまして、1つが委員会が行ったリスク評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況や、食品の安全性に係る調査について報告をいただくということ。

2番目に、現在、毎月報告をいただいておりますけれども、食品安全行政に関する意見等の随時の報告をいただく。

3番目に、そのほか食品の安全性に関する情報の提供をいただく。

4番目に、地域で開催される食品安全モニター会議への出席ということでお示ししております。

報告等の活用につきましては、今後の委員会の活動に参考としていくわけではございますけれども、随時報告につきましては、これまでやっているような形で関係行政機関にも送付して参考にさせていただくということでございます。

「5 今後のスケジュール」でございますけれども、今日こういう形で御了承いただけますと、早速公募を開始させていただければと思っております、募集期間としましては、3月12日までということです。その後選定を終えて、4月上旬に依頼をする。依頼期間は来年の3月31日までということにしたらどうかということでございます。

以上、私からの御説明を終わらせていただきます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。資料2-2の方の今までのモニター会議などの御意見をまとめたものと、資料2-1の募集の案ということでございますが、まず、今の話の順番からいきまして、モニター会議の報告事項、内容、いろんな意見が書いてございますが、何か御意見、質問のある方どうぞ。

寺尾委員 このモニター会議の「参考度合」というのがございますね。これで余り参考にならなかったという人と、全く参考にならなかったという2つありまして、全体に比べてみますと、割合低いんですけども、どうして参考にならなかったという問い、例えば問5-2のところへいきますと、「知りたい内容についての講演がなかったから」というのがございますね。そうしますと、この方たちはどういう内容のことについて知りたかったのかという、そのところは質問していないわけですが。

藤本勸告広報課長 アンケート調査の項目としてはこういう形でしかやっておりません。例えば大阪で50%ということですが、恐らくこれは1人が2人の人数だと思っておりますけれども、御承知のとおり、モニターの方々にもかなりレベルのばらつきがありまして、後ろのアンケート調査に記入いただいた意見の中にありましたけれども、もっと詳しい、高度な情報を知りたかったというようなコメントが若干ありましたので、こちらから情報提供した内容を更に掘り下げたようなことというくらいしか今の段階では承知しておりません。

寺尾委員 これから同じような調査をやると思うんですけども、どういうことを期待しておられるのかというのは一度ちゃんと調べておいた方がいいんじゃないでしょうか。こちらも話をするとき、そういうのが参考になる可能性が非常にあると思いますので、お願いしたいと思います。

寺田委員長 ほかにございますか。

これは特に食の安全に関してバックグラウンドから言って、よく知っておられる方が集まっているんですけども、そうではない一般の消費者を対象にした意見交換会などのアンケートと比べまして、何か差はありますか。

藤本勸告広報課長 そこまで詳しくは分析はしていないんですけども、印象だけで言いますと、モニター会議の方も、今、委員長から御指摘のあったとおり、かなり知識豊富な方と、そこに若干差があるような形もあって、両様の答えがあるのかという感じではご

ざいます。一般の意見交換会との関係はまた調べてみたいと思います。

寺田委員長 今、寺尾委員がおっしゃったような、今からバックは難しいかもしれないですけども、どういうことをやったらいいか、モニターという協力してくださる方を通じて、もう少し一般にできるようなことを、できるだけ把握していった方がいいと思うんです。

それから、いろんなところで言葉がわからないとか何とかと言いましたけれども、これは直接今のところと関係がありませんが、ホームページは言葉の説明はもうできましたか。

藤本勧告広報課長 まだです。

寺田委員長 Q & Aは？

藤本勧告広報課長 B S Eと鳥インフルエンザの関係でQ & Aは既に載せてございます。

寺田委員長 ありがとうございます。大変ですけども、よろしく願いいたします。ほかに何かございますか。

小泉委員 我々もなかなかリスクアナリシスの中で、評価と管理というのは区分がわかりにくいんですが、意見交換の中で、管理と評価との絡みというか、どういう割合だったんでしょうか。むしろリスク評価よりも管理の意見の方が多かったんじゃないかという気がしているんです。

藤本勧告広報課長 これも明確にはあれですけども、御指摘のとおりだと思います。リスク管理の關係に非常に御関心が高かったと思います。農薬の話とか、輸入品の検査の問題、あと表示の問題が具体的には多かったと思います。

寺田委員長 今までは評価の方は一般的な仕組みとか、一般的な話ですから、そういうのが1つあって、聞いている方も、ああ、そうですかという反応になります。これからは個々のものに関しての評価がだんだん話の中心になっていくと思います。そうすると、かなりいろんな御意見が出てくるのではないかと、あるいはもっとここを明らかにしてほしいとか、そういうのが出てくるのではないかとということです。私も同じような意見で、どちらかという、今のところは管理側、特にラベルの問題とか、検疫の問題が多かったですね。

ほかにございますか。

それでは、どうも御苦勞様でございました。次の議題に移らせていただきます。

「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整に関する取極め及び食品安全行政に関する関係府省連絡会議について（報告）」、事務局の方からお願いいたします。

岩淵総務課長 昨日、食品安全行政に関する関係府省連絡会議というものが発足いたしましたので、そこにおきまして、リスク機関との間でのいわゆる取極めができましたので、御

報告をさせていただきます。

資料3をごらんいただきたいと思います。「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について」。これが関係府省申合せという形になっておりますけれども、いわゆる取極めであります。なぜ今の時期かということでございますけれども、元に戻りまして「参考資料2」というのがお手元にあるかと思えます。

「参考資料2」は、「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」、1月に閣議決定されたものでございます。この食品安全委員会の意見に基づきまして、閣議決定されたわけでございますけれども、この中で9ページを御覧いただきたいと思えます。

この部分は法律に基づいて関係行政機関との間で相互に密接な連携を図っていくという、方法につきまして、書いてある部分です。9ページの上3分の1くらいのところに(4)というのがございます、「関係府省連絡会議、地方公共団体との連絡会議を定期的開催する」ということがここで謳われておりました。

その次に「2 委員会とリスク管理機関との連携」というのがございます、「委員会は、リスク管理機関との間で、委員会が食品健康影響評価を行う際のリスク管理機関との連携、リスク管理機関が食品健康影響評価の結果に基づいてリスク管理措置を講ずる際の委員会との連携、食品の安全性の確保に関する情報の共有など、連携及び政策調整の具体的な手法について、取極めを締結し、公表する」ということが書かれているわけでございます。

これは元はと言えば、イギリスとかフランスで同じような取極めをつくって公表しているということをご参考にして、こういった議論が出てきたものと理解しています。

(参考資料1)という絵がありますので、これを御覧いただきたいと思えます。食品安全委員会とリスク管理機関、厚生労働省、農林水産省、環境省の間で、今後連携と政策調整を一層強化していかなくてはならないわけでございます。その仕組みとしては、まず第一に、当然食品安全基本法の中でリスク管理機関において、食品の安全性の確保に関わる規格基準の設定等については、この食品安全委員会の評価を求めるということが義務づけられております。これが大きな枠組みとして既にあるわけです。

それから、関係行政機関相互の密接な連携の確保が必要であるということも法律の中で謳われております。

これを受けまして、先ほど御紹介いたしました基本的事項というものが閣議決定されまして、更に評価等の具体的な手続について定められたわけでありまして、

本日御説明するこの「取極め」というのは更にその下に付くものでございまして、内容的にはかなり実務的なものになってまいりますけれども、取極めを結んで、一層密接に連

携をしていこうという趣旨で結んだものであります。

その内容ですが、資料3ですが「食品安全委員会及びリスク管理機関は、食品安全基本法及び食品安全基本法第21条1項に規定する基本的事項に定めるところによるほか下記に定めるところにより、相互の連携・政策調整の強化に努めるものとする」ということであります。

まず、食品健康影響評価の関係では、食品健康影響評価を行う際の相互の連携については、まず基本的事項に定めるところによると、これは当然であります。

それから、②のところでは、複数のリスク管理機関が関わる食品健康影響評価については、委員会の意見を聴く前に、リスク管理機関相互間において十分意思疎通を図ること。これは例えば農薬のようなものと、厚生労働省、農林水産省、環境省の3省が関係してきますので、それぞれがばらばらに当委員会との間に評価の要請をするということになると、混乱いたしますので、相互に十分な意思疎通をお願いしたいということになります。

それから、1ページの一番下の④、これはリスク管理機関と当委員会の作業のスケジュールですけれども、「リスク管理機関は、食品健康影響評価が必要とされる登録の申請等を受け付けた場合には、遅滞なく、委員会の意見を聴くこと。この場合において、委員会は、食品健康影響評価を行うために必要な科学的調査及び検討等に要する期間、国民からの意見・情報の募集に要する期間、行政手続法に基づき定められた標準処理期間等を考慮し、適切に食品健康影響評価を行い、その意見を通知すること」ということになっております。

次にまいりまして、食品健康影響評価の結果に基づいてリスク管理措置が講じられた場合に、委員会が評価結果を通知した場合には、リスク管理機関は、そのリスク管理機関の方での審議会等の審議結果、それから審議結果に基づいて実際にどういう措置を講じたかということ委員会に關係資料を速やかに提出するということが謳われております。

その下は「2 関係者相互間の情報及び意見の交換」、リスクコミュニケーションの関係で、ここも基本は基本的事項に基づいて連携を取って対処していくということなんですが、特に申し上げれば、2の(3)のところ「委員会及びリスク管理機関が行う意見交換会においては、リスクコミュニケーションの効果的な実施を図る観点から、原則として、委員会及びリスク管理機関双方の担当者が出席すること」。これは現在も既に実践されておりますけれども、リスク管理機関と同席する形でリスクコミュニケーションに当たっているわけでありまして。

「3 食品の安全性の確保に関する情報の共有」ということでございます。これにつきましては、当委員会において、まだこれは予算案ですけれども、16年度において、食品安

全総合情報システムというデータベースの整備を行うという方針でございます。このシステムに基づいて、委員会とリスク管理機関がこの情報システム等を通じた情報の共有の具体化に向けて今後協力していくということが盛り込まれております。

(4)も大変実務的な内容でございますが、「リスク管理機関は、委員会との情報の共有を図るため、食品の安全性確保に関し重要な発表を行った場合には、委員会委員長まで速やかに報告することとし、委員会から要請された場合には、委員への説明又は委員会会合における報告を行うこと」ということで、本日も報告をお願いしているわけですが、すけれども、これも相互のルールとして約束をして実施をしていこうということでございます。

「4 緊急の事態への対処」については、これは緊急時対応マニュアルにおきまして、緊急対策本部設置について定めるとか、あるいは緊急対策本部が設置される場合には、リスク管理機関との協力の下に事務局が、その事務局を担う。

あるいは、政府全体の緊急時対応マニュアルにつきましては、委員会が原案を作成して、リスク管理機関と相互に連携して策定するといった手続が書いてあります。これについては、今後、緊急時対応専門調査会の場で議論されていくこととなります。

「5 会議の開催」で、関係府省連絡会議として次に掲げる会議を開催するというところで、(1)は「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」。これは当委員会からは事務局長、それから厚生労働省の食品安全部長、農林水産省消費・安全局長、環境省水環境部長という四者で構成されるものでございまして、これを定期的を開催することで十分な意思疎通を図ってまいりたい。

また、その下には幹事会で、課長レベルの会議を設置して、頻繁に打合わせをして、十分な意思疎通を図っていくということでもあります。

4ページにまいりますと、「リスクコミュニケーション担当者会議」がございまして、これにつきましては、当委員会からはリスクコミュニケーション官、それから厚生労働省の大臣官房参事官、農林水産省消費者情報官、環境省の土壌環境課農薬管理室長という構成で、リスクコミュニケーションについての事務の調整を図ってまいるということですので。

(3)は「食品リスク情報関係府省担当者会議」ということで、情報関係であります。これは課長補佐レベルでそれぞれのところから担当官が出まして、相互に意思疎通を図っていくということでございます。

以上、昨日こういったことが取極められまして、今後、基本的事項、この取極めに沿って、連携、政策調整との強化を進めていくという方向でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの報告に関しまして、何か質問、

あるいは御意見ございますでしょうか。

寺尾委員 いろいろ具体的なことが書いてあるんですけども、そうしますと、例えば2ページの2の(2)で、いろいろな調整を行うことというのが書いてございますね。これは4ページの下の方(3)の担当者会議、こういうところで調整をやるんですか。それとも、別の組織をつくるのか。更に細かいあれをつくらなきゃいけないのか、あるいはここに書いてあるのですべて完結するのか。そこら辺のところをちょっとお聞かせ願いたい。

岩淵総務課長 いずれの会議も定期的開催しておりますので、定期的これらのメンバーが集って、そのときそのときの事柄につきまして、情報交換、意見交換をするということです。勿論、具体的な事業等の実施に当たっての連携とか、そういったことは会議の場を通じてだけではなく、日常的に頻りに連絡を取り合って、進めるということでございます。

寺田委員長 ほかにございますか。

これはこのとおりで結構だと思うんですけども、何か図みたいなことが書いてあるとか、ここにこういうふうになっているとか、そういう形式になるわけですか。例えば事務局長が議長になって、その中にリスクコミュニケーションとかいう形式になるのか、そんな堅苦しい話ではなくて、横にずらっと並んだ話ですか。

岩淵総務課長 考え方としては、部局長レベルの食品安全行政に関する関係府省連絡会議というのが親の会議になります。その下にリスクコミュニケーションの担当官の会議と、それから情報担当官の会議とかがぶら下がっているという意味でございます。

寺田委員長 わかりました。インディペンデントでありながら、情報は共有しなければいけないという、なかなかわかりにくいところがありますけれども、それが非常に大切なキーポイントで、情報がお互いにうまくいかなかったら、訳のわからないような話になります。大変大事です。何かあったら当然のことながら委員会とか、そういうところに提出され議論されるわけですね。

ほかによろしゅうございますか。ほかにないですか。

どうもありがとうございました。

次の議題で「国内における高病原性鳥インフルエンザの状況について」、農林水産省の栗本衛生管理課長から説明をお願いいたします。

栗本衛生管理課長 農林水産省の栗本でございます。よろしくをお願いいたします。

お手元の資料4をごらんいただきながら御説明させていただきたいと思っております。

まず1例目は山口県の阿東町の発生でございます。この経緯につきましては、これまでも御報告させていただいておりますので、1ページ目は省略させていただきたいと思

ます。

ウイルスのタイプにつきましては、遺伝子解析の結果につきましては、2の(3)のところでお示してありますようなこと以上のことは、まだ今のところはわかってきておりません。

それから、2ページ目をごらんいただきますと、この発生につきましては、一番上の行にございますように、1月21日に発生農場についての防疫措置は終わっていたわけでございます。ここをゼロ日として、28日間以上移動制限をかけるというマニュアル上のルールになっておりまして、そのことについて(4)のところでございますけれども、専門家による会合を2回開いておりまして、2月3日のときに、清浄性の確認について、マニュアルに基づいて立入検査、抗体検査、ウイルス分離検査を進めることという御助言をいただいております。これに沿った清浄性確認検査が県の方で行われました。

そして、移動制限の解除につきましては、マニュアル上は区域を少しせばめるということも可能なようになっておりましたけれども、清浄性確認の結果を踏まえて、小委員会の御助言も得ながら、検討するというようにされておりました。私どもの方は初発例でもあるということで慎重に対応したいという意向を持っておりました。

その結果、少し飛びますけれども、(5)のところでございますが、2月14日になりました。すべての鶏群において異常はなかったということ、それから、抗体検査及びウイルス分離検査ですべての検体について陰性が確認されたということで、山口県の方から、移動制限措置の期間についての協議がございました。

その日のうち、2月19日、予定どおりでございますが、午前0時までとする方向で差し支えないということで回答をいたしまして、最終的には28日間終わってみたいといけないということなので、2月18日、高病原性鳥インフルエンザ対策本部、これは省内に金田副大臣を本部長とする会議を持ってありますけれども、ここで改めて確認をしていただくということで、昨日その確認を得まして、最終的な回答を県の課長さんに出したということでございます。

今のことが3ページ目の(6)に記載してございます。今朝、19日の午前0時に私が山口県の課長にお電話をいたしまして、特に異常はなかったということで、予定どおり解除されたということを確認させていただいております。

その他のところでございますが、山口県の例では、予想以上に風評被害がございまして、卵の取扱いについては、かなり当初から地元の方で御心配をされたということがあって、鶏卵の価値の減少に対する補填を考えさせていただいたところでございます。

通常であればこのくらいの価格で売れたはずだということに対して、実際に売れた金額、

その差の半分を助成するという形で考えさせていただきました。

できるだけこの移動制限区域の中で生産された卵、これは安全性については移動制限区域が解除されてしまえば、ちょっと古いということを除けば、基本的にその他のところで生まれた卵と同じという考え方から、できるだけ食用に回していただくという考え方で、輸送及び保管に対する補助は考えておりますけれども、例えば焼却などに対する経費は対象にしないという考え方で仕組んだ緊急対策を用意したものでございます。

ちょっと戻って恐縮でございますが、2ページの真ん中より少し下の辺り「(4)③ワクチンの備蓄」についてでございますが、人間にはワクチンを打った方がいいという報道がされていたりする関係で、鳥にもワクチンを打った方がいいという考えの方がいらっしやいます。

それから、今回2例目も出ました関係で、養鶏家の方々はかなりワクチンを打ちたいという御要望が強くなってきております。この2回目の家きん疾病小委員会的时候、2月3日的时候にワクチンの備蓄について、改めて御意見を伺っておりまして、今の状態では使用することは不適切だけれども、万が一、蔓延したときに備蓄は考えておいた方がいいという御助言をいただいております。これを受けまして、2月6日にワクチンは既に日本に到着しておりますけれども、320万ドーズ、考え方は、山口の例で30キロの範囲の鶏に打てる程度の量ということで、320万ドーズ、これはオランダに本社がありますインターベッド社というところのH5N2型のワクチンを輸入をして、現在、博多動物検疫所の門司支所、発生地区に近いところということで、動物検疫所の博多の方で備蓄をしております。

動物医薬品検査所におきまして、鶏に対する最低限の安全性の確認、これを進めているところでございます。不活化の度合ですとか、力価がきちんとあがるかということにつきましては、最低限のことは調べているところでございます。

これをまた使ったときの卵に対する安全性のようなことにつきましては、いずれ御意見を伺うことも考えさせていただいております。

行ったり来たりで恐縮でございますが、3ページ目の大分県における今回の2例目の発生についてでございます。

発生の概要は大分県玖珠郡九重町で、ここは農家ではないお宅で、チャボが13羽、アヒルを1羽飼っておられたところでの発生でございます。発生の経過は16日の夜の家畜保険衛生所から県庁経由で私どもの方に疑う事例があるという御連絡をいただきまして、すぐに動物衛生研究所の方に送って、鑑定をしてもらったところ、17日になってH5亜型のA型鳥インフルエンザウイルスの感染が確認されたということで、この段階で高病原性鳥インフルエンザの患畜と確定されております。

防疫対応の状況でございますが、飼養羽数が少ないということもございまして、発生現場での措置は極めて速やかに進めていただいております。飼われていた鳥は、死亡したチャボが7羽で、検査のために残りのチャボ6羽とアヒル、これは検査のために処分をして、既に焼却済みと聞いております。

(2)の初動防疫措置でございますが、昨日鳥小屋の処分なども済んで、山口の例ですと、約10日かかったわけですけれども、発生場所における防疫措置、それは昨日既に終了していただいております。県での発表がございました。

発生確認後は公衆衛生部局とも連携をしつつ、家畜伝染病予防法、高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアルに沿って発生場所の消毒は既に済んでおりまして、周辺における移動制限、疫学調査の実施等の措置を講じて、既に進めていただいております。

今回愛玩鶏であったということで、マニュアルではそういうことを想定していなかったのではないかという報道が一部あったりいたしますけれども、私どものマニュアルは、こういう鳥についても対象にしております、それにのっとった措置を今回採らせていただいているところでございます。

一方、家庭や学校で飼われている鳥についての過剰な心配が広がらないようにということについても配慮をする必要があると考えておりまして、日本獣医学会、日本医師協会から、関係者に向けての情報発信が、これは今日既になされているところでございます。日本獣医師会のホームページにも掲載されているところでございます。

それから、もう一つは、輸入停止措置の関係でございますが、一番最後のページに動物検疫措置に関しての一覧表を付けさせていただいております。2月7日に米国デラウェア州での発生を受けて、全土からの輸入を止めておりまして、デラウェア州の1例目については、弱毒タイプであったということがわかっておりますが、2例目が出ております。

それから、ニュージャージー州、ペンシルバニア州でも発生があって、今のところまだ全土からの停止措置を続けているところでございます。

今回の2例目の発生につきましても、地元は風評被害をかなり心配しておられます。どうしても半径30Km以内の移動制限、あるいは輸入停止措置といったことが食品としての鶏肉の安全性に問題があるから講じられているんじゃないかという誤解がどうしても十分にとけないという悩みがございまして、この点につきましては、引き続きマスコミ関係者の方、地元の方々とも協力をして、できるだけ努力をしまいたいと思っております。

私どもの生産局の方で風評被害防止のためのPR、たしか地方紙に載せてもらうようですけれども、積極的にやらせていただいております。

今回は人に対する影響という意味で、例えば学校、家庭での飼育との関係、その辺は厚

生労働省の結核感染症課、それから食品としての安全性という観点では、厚生労働省監視安全課と連携を取りながら対応を進めさせていただいております。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。今日は農林水産省見事に抑え込んだと言おうと思っていたところが出てしまって、関係者や現地の方は大変困っておられると思います。いろいろどうもありがとうございました。よろしく申し上げます。

ベットというのはマニュアルの中には一応想定してあったわけですか。この間オランダの方が来まして、意見交換会をやっていたときに、オランダが今、ペットをどうするかというのは議論中だと言っていました。たまたまこういう大分の話が出る前の話だったので。何か御意見ありますか。

見上委員 今のオランダの話の続きなんですけれども、それは何かというと、半径何キロ以内のペットというか小鳥ですね。6歳くらいの子どもが飼っているものを、どうしても淘汰しなければいけない。家畜伝染病予防法というタイプの法律の下でしなければならない。ただ行って殺すわけにもいかない。まずお子さんを説得しなければいけない。それが一番大変だったと言っているらしいです。そういう面についても、日本の動物園でもふれあい牧場みたいなところで、とりあえず一旦休止するというか、休んでいるところがあるんですけれども、今回、一番感じたことなんですけれども、特に大分県の例でアヒル1羽いましたね。あれが結局、アヒルというのは腸管にウイルスを持っていても余り発症しないタイプが多いんです。血清は採ったんですけども、どうも情報によるとウイルス分離のためのものを採っていたか採っていないかとよくわからないんです。その辺、もう終わってしまったことはともかくとして、今後、このインフルエンザウイルスというのは、大分県で終わるわけではないし、もしかしたらまた山口県、大分県に続いて第3番目が出てくるかもしれない。なぜかということ、感染源をまだつかみ取っていないという意味においてですけれども、そういう可能性があるんで、例えばアヒルみたいなものがそばにいるような場合には、そっちの方からもウイルス分離する。それが一番感染源を突きとめる一番近道ではないかという感じがするわけです。

ですから、是非マニュアルの中でもそういう初動のときに、血清を採るとか、クロワッカとか器官を取るとというのがマニュアルに書いてあるのはわかるんですけれども、症状を出していない鶏、または鳥を、ただ発生した現場のそばにいたという理由で仮に淘汰してしまうと、後から追跡が難しくなる。今回いい教訓だったんじゃないかなと思います。それが私の意見です。

もう一件お聞きしたいことは、鶏に対するワクチンを門司に320万ドーズ入れていると

というのは非常に結構なことだと思うんですけれども、不活化ワクチンの1つの問題点は、発症を防御するけれども、感染を防がない。要するにキャリアをつくってしまうという点において、非常にワクチンというのは危険性を帯びているので、多分、今後ともよほどのことがないと、鶏に対するワクチンはお使いにならないと想像しているんですけれども、是非その辺よろしくをお願いします。

なぜかという、中国中央の高官が外電に乗せた話で間違いはないと思うんですけれども、昨年5月くらいから広東省で実はワクチンを使っていたんです。だから、中国政府が1月27日に初めて中国に出たという以外に、もしかしたらその前に出ていた可能性があるということ。

2番目の根拠として、台湾に密輸された冷凍アヒルから同じタイプのH5N1が採れているんです。それは12月上旬です。そういう意味において、特に東南アジアでもまだインフルエンザはここ数か月で撲滅できるとはどうも信じられないので、日本は日本として防御体制を磐石な体制が整っていれば、農水省は過去においても口蹄疫で経験なされたし、今回のインフルエンザでも見事に抑え込んだので、更に3番目、4番目が仮に出たとしても問題ないと思うんですけれども、ワクチンのことも含めてよろしく御指導というか、お願いいたします。それが私の意見です。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

中村委員 質問なんですけれども、この輸入停止措置で、鳥肉とか今、通常の輸入量の中のどのくらいが輸入できないという状況なんでしょうか。

栗本衛生管理課長 今、鳥肉の自給率はおおざっぱに言って7割で、主要な輸入国がブラジルと中国とタイでございまして、その次にメキシコ、アメリカがあるんですけれども、そのうちの主要な2か所がとまっているということになるんで、おおざっぱに申し上げて2割程度が止まっているとお考えいただきたいと思います。

タイとか中国なんですけれども、その国の清浄化ができなくても、加熱処理したものについては、一定の要件を満たせば認めるという方向で現在協議に入っておりますので、加熱処理して一定の施設の要件ですとか、あるいは加熱の要件を満たしている、しかも現地へ行って確認をして問題がないという施設からのものは、そんなにかからず輸入を認めていくことはできるのではないかと考えております。

中村委員 これは液卵も輸入停止なんですか。

栗本衛生管理課長 卵も肉も生きた鳥、家きんの関係の製品はすべてです。

先ほどの見上委員の御意見について、実は私どもの家伝法も、御家庭に飼っている小鳥に対してまで適用ができるものではないので、例えば移動制限とかにつきましては、準じ

て御協力をお願いする言い方にしかマニュアル上もなっておりません。そこは御理解いただくことが本当に難しいと思っております。

もう一つは、飼っていらっしゃるところをどこまで把握し切れるかというところも実際悩ましい問題がございます。マンパワーの問題もございます。

ただ、各県では個別に伺ってみるということまでではできないにしても、鳥を飼っているところについては、役場へ何かがあったら連絡が行くようにとか、その辺の注意喚起はきちっとしていただいているということで、今回の通報も役場の方にあったようですが、早い時点での連絡体制ができているものと思っております。

アヒルについては、見上委員御指摘のとおり、材料は血清だけしか採られていないということのようでございます。これは地元の考え方としては、防疫関係者、あるいは飼っている方へのリスクを考えて、できるだけ早く処分をとということを考えたと聞いておりますが、おっしゃるように今後はできるだけ必要な材料が採れるようにというふうにしていただきたいと考えております。

ワクチンにつきましては、ワクチンの特性と言いますか、性能は御指摘のとおりでございます。どうしても食い止められなくなったためのに持っているということで、安易に使うということは避けるべきだと思っております。まだ2例目については、今までと同じ方針で考えたいと思っております。

寺田委員長 どうもありがとうございます。風評被害というのはどういうことなんですか。卵を買わないとか、何々産はだめだとか、そういうことが出ているわけですか。

栗本衛生管理課長 例えばスーパー辺りからも、どこそこ県産のものは引き揚げてしまう。あるいはどこそこ県産のものは扱っていませんという表示があったりということもあるようです。

こういうことにつきましては、山口県の事例のときもそうだったんですけれども、地方農政事務所を通じて実際にお店に行って、そういう表示があったりするときは、店長と会って、御説明をして御理解をいただいて取っていただくということで、今回の2例目のケースも既にそういう活動が始まっております。

寺田委員長 高病原性鳥というのは、鳥高病原性ならまだいいかなと思うんですけれども、それはしょうがないんですかね。

栗本衛生管理課長 はい。鳥に対してという。

寺田委員長 鳥に対して高病原性で人に対してではないことが、どうもぴんとこない人がいるのですか。

見上委員 これは我々の委員会の持ち分でないことは十分にわかっているんですけれど

も、例の賞味期限、あれがネックになっているんです。賞味期限がいいとか悪いとかいう話ではなくて、今回、廃棄処分をしなければならない卵が結構ありますね。それは賞味期限はたしか2週間か3週間の設定なんです。卵というのは2週間や3週間で腐るわけではないし、それはいろんな席でも言っているんですけれども、その辺で決めてしまうと、だから、もしかしたら人間に対して危険だというふうにどうしてもとらえられてしまうんです。それはどうやったらいいか、私自身頭の中でイメージできないんですけれども、卵を食べたり、鳥を食べて、人間が感染した事例はないというか、それは間違いなくそうなんですけれども、どうしても廃棄処分するというと、何か危険ではないか。何とかみんなの知恵を出して考えないと、本当に財産を無駄にするというか、その辺も是非行政サイド、管理サイドでもよくお考えになっていただきたい。

寺田委員長 万が一の場合でも、ちゃんと煮てやれば絶対大丈夫ですね。絶対という言葉を使うのはいけないと理解はしていますが使いたいですね。そういうことをみんながよくわかっていただくよう理解をしていただくより努力していきたいと思います。御苦労様でございますが、皆さんも期待していますので、よろしく願いいたします。

その他の議事のところになります。2月8日から14日まで中村委員がオーストラリアに出張されましたので、その御報告をかねてお願いいたします。

中村委員 日本と大変関係の深いオーストラリアの肉牛の事情と、それからBSE対策を見るために1週間見てまいりました。キャンベラ、ブリスベーン、メルボルン、シドニー、これは主要都市ですけれども、そこから足を延ばして、地方の農場とか町へ出て見てまいりました。

お会いした方々、あるいは調査した場所は、オーストラリアの政府の関係者、それからと畜場を2か所、ここにはと畜場に併設された肉骨粉の工場、それから肉牛の農場、それから、AHLという研究機関ですけれども、アニマル・ヘルス・ラボラトリーという、かなり高度な実験ができる研究所ということで、P4の施設を持っているという研究所でありました。

そういったところを見てまいりまして、幾つかの安全確保のための取組を見てきました。御承知のとおり、オーストラリア、ニュージーランドというのは、BSE発生の可能性が極め低いという、OIEの基準、あるいはEUの認定でもレベル1と言いますか、発生の可能性がほとんどゼロに近いという認定を受けている国だと思っておりますが、そのレベル1にふさわしい取組なのかということを中心として見てきたわけです。

そこに2点ありまして、1つは、生きた牛の輸入を過去において行っていたわけですが、これをかなりしつこく追跡をして、一番危険度が高い輸入生体牛というのは、1980年から

1989年、まだイギリスが生きた牛を輸入できた時期に入っていた牛で、これは204頭オーストラリアに入っております。実はこのときにカナダとかアメリカにも何百頭がつつ入っていて、恐らく今回カナダ、アメリカの発生もこれと関係があるだろうと私は思いますけれども、イギリスからオーストラリアに入った204頭のうちの極めて精密な追跡をやり、実際にイギリスの農場まで行って、残り5頭だけはどうしてもわからない。ほかは全部フォローができたということです。

ですから、何年かたって危険度の高い生きた牛の輸入については、かなり抑えることができたというのが第一点です。

もう一つは、肉骨粉の輸入を、1966年から輸入禁止だと。つまり、今から40年近く前に輸入をしない。唯一ニュージーランドからは輸入しているわけですがけれども、それ以外の国からは全部輸入を止めたということもありまして、基本的にオーストラリアの牛の飼い方はグラスフェッド、放牧で草を食べさせて飼うということで、勿論それでも国内で肉骨粉はある程度できますけれども、輸入してまで使う必要はないということで禁止をしているわけです。

幾つの点で、事実関係だけ申し上げますと、そういう状況ですから、サーベイランスの頭数というのは非常に少ない。ダウナー牛、よるけ牛から毎年400頭サーベイランスをしているだけで、一般のと畜場からはサーベイランスの検査の牛はない。

その400頭のうち25%が、もう一回ちゃんと調べてくれということで、さっきのAHL、アニマル・ヘルス・ラボラトリーに検体を送られているそうであります。ただ、その検査の結果、今まで一頭もBSEは勿論なかったということです。

もう一つは、SRMの除去は、これは国内に規制がない。BSEが発生していないので規制はないけれども、商業的に輸出をする必要上、商業的にと畜場で自主的に除去しているということで、私も脊髄の除去は見てきました。背割りをして、手でかき出しているという形でありました。

もう一つは、肉骨粉の製造基準がOIEの130度20分3気圧、その基準ではやっていないということです。これも発生国ではないので、それに従ってはやれない。オーストラリアの基準でやっていくというようなことが、事実関係として今採られている措置であります。

もう一つの最近のオーストラリアの新しい試みとしては、日本でも既に始まっている全国の家畜識別システムというものを始めました。これは日本の耳票という耳にぶら下げる方式とは違って、マイクロチップを埋めた小さい耳票を耳にパンチで打ち込むんです。そうすると、そのマイクロチップのお陰でスキャナーでそれをフォローしますと、ディスプ

レイにその牛のいろんな素性が出てくるという方式をビクトリア州でまず始めまして、これはやがて全オーストラリア中に拡大をしたいということでもあります。これは行政や政府の意向なんですけれども、農家の間には一部そんなにまでしてやる必要があるのかという声があるようでもあります。

というのは、1つのマイクロチップが大体2.5ドルかかるんです。それは農家負担でありまして、オーストラリアは基本的に農業関係の補助金というのは全くありませんから、全部農家は自分で負担をしなければいけない。頭数が物すごく多いですから、そうすると、1頭だけだったらいいんですけれども、それが何千頭となると大変だと。それから、スキャナーが1本何百ドルかするということで、1本では足りませんから、そんなことで、そんなふうにして金をかけてやる必要があるのかという声も農家の中にはあるようでもあります。

アメリカのBSE発生に関する話題を少し向こうの輸出関係の人とか何かに話をしてみましたけれども、勿論、日本向けの輸出について更に今までも勿論、大変多くやっているわけなんですけれども、関心があるということです。

日本向けは完全にグラスフェッドだけでは買ってもらえないというので、グレインを与えなきゃいけないグレインを与えるのはアメリカと同じようなフィードロットでやっていますが、大体オーストラリア中に600くらいフィードロットはあります。そのうちの1つは取材をしましたけれども、600あると言うといかにも多そうに聞こえますけれども、頭数にするとわずかに2.8%にしかすぎないということです。

ただ、その600のフィードロットは今満杯状態ではなくて、80%強くらいがそれに入っている。ですから、残りを全部満杯にすれば、今、日本が、この間ちらちらと出てきているような20万トンくらいの供給はできないことはないだろうということなんです。

ただし、牛という成育にどんなにあれしても18か月とか20か月かかりますから、ようやく設備投資をして牛を増やして、大きくなった途端にアメリカからの輸入が再開されたというんでは、これはどうにもならぬというんで、今そこまで増産に踏み切る自信はないというのが現状でありました。

簡単ですけれども、以上です。

寺田委員長 どうもありがとうございました。どなたか御質問なりございますでしょうか。

S R Mはきれいなところだからいいんですけれども、日本へ送るのは商業ベースか何かでやっているんですか。どういうことなんですか。

中村委員 ですから、脊髄とか脳とか回腸、これは途上で取る。別にそれは決まってい

るわけではないけれども、そうしないと、販売するのに都合が悪いから取ってしまうというふうなことです。

寺田委員長 何かほかにございせんか。

それでは、全般を通じまして、どなたか御発言ございせんでしょうか。

それでは、これが「食品安全委員会」の第33回の会合を閉会といたしますが、次回の会合につきましては、2月26日木曜日、14時から開催いたします。

なお、明日20日金曜日、夕方の5時30分からはプリオン専門調査会が公開で、23日月曜日15時から器具・容器包装専門調査会が公開で、24日火曜日15時からリスクコミュニケーション専門調査会が公開で、25日水曜日10時から、農薬専門調査会が非公開でそれぞれ開催される予定でありますのでお知らせいたします。

なお、プリオン専門調査会には私がプリオン専門調査会の座長と相談の上、米国BSE国際調査団の座長を務められましたスイスのキム博士をお招きまして、直接調査団からの報告の話をお伺いすることになっておりますので、これも付け加えてお知らせいたします。

どうもありがとうございました。